

令和 8 年 第 5 回 農業委員会総会

日 時 令和 8 年 5 月 25 日 (月) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

金城 義幸 玉城 淳一 安谷屋 健治

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝 大城 高彦

【議事録署名人】

3 番 農業委員 大本 秀子 4 番 農業委員 長嶺 栄

【議事日程】

日程第 1	議案第 21 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 22 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 23 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 24 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和 8 年 第 5 回 総会 議事録

事務局	これより令和 8 年第 5 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員 1 名、推進委員 2 名が欠席となっておりますが、審議には影響ありません。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 8 年第 5 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 3 番農業委員の大本秀子さん、4 番農業委員の長嶺栄さんでお願いします。次回調査委員は、5 番農業委員の百次成仁さん、6 番農業委員の久保田政子さん、7 番推進委員の大城篤さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (11 件) 日程第 2 議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (8 件) 日程第 3 議案第 23 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 4 議案第 24 号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (5 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 21 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は照屋の 5 筆で贈与による所有権移転であります。2 番は摩文仁の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は喜屋武の 2 筆で贈与による所有権移転であります。4 番は座波の 5 筆で売買による所有権移転であります。5 番は喜屋武の 1 筆で 7 年間の賃借権の設定であります。3 ページをお開き下さい。6 番は束里の 2 筆で売買による所有権移転であります。7 番は束里の 3 筆で売買による所有権移転であります。8 番は真壁の 1 筆で売買による所有権移転であります。9 番は糸洲の 5 筆で売買による所有権移転であります。10 番は摩文仁の 2 筆で売買による所有権移転であります。

	4 ページをお開き下さい。11 番は与座の 1 筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	4 番について、譲渡人が相続財産清算人とありますが、どういう意味でしょうか。
事務局	土地所有者に身寄りがいなくて、この方が相続財産清算人として裁判所から認められているということです。
委員	わかりました。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 21 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 21 号は可とします。 次に議案第 22 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は北波平の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。2 番は阿波根の 1 筆で第 1 種農地で、農家住宅への転用であります。3 番は座波の 2 筆で第 3 種農地で、一般住宅への転用であります。4 番は座波の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。7 ページをお開き下さい。5 番は大里の 1 筆で第 1 種農地で、敷地拡張のための転用であります。6 番は国吉の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。7 番は国吉の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。8 番は南波平の 1 筆で第 1 種農地で、出荷場への転用であります。説明は以上です。

会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	8 ページをお開きください。申請地は、宅地、原野及び雑種地等で囲まれた10ヘクタール未満の第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 10 ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 12 ページをお開きください。申請地は、集落内に位置し水道管・下水管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に公民館や小学校が存在する第3種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 14 ページをお開きください。申請地は、住宅地、雑種地に囲まれた生産性の低い第2種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断致しました。 16 ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の敷地拡張のため駐車場への転用は問題ないものと判断しました。 18 ページをお開きください。申請地は、四方を住宅地、雑種地で囲まれた第2種農地であります。そのため一般住宅地への転用は問題ないものと判断しました。 20 ページをお開きください。申請地は、四方を住宅地、雑種地で囲まれた第2種農地であります。そのため一般住宅地への転用は問題ないものと判断しました。 22 ページをお開きください。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の農業施設に該当するため、出荷場への転用は問題ないものと判断しました。 説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	一般住宅と農家住宅の違いを教えてください。
会長	市街化調整区域の中でも、開発許可を受ける際に住宅が建設しやすい緩和区域がある一方、それと比較して規制が厳しい緩和区域外があります。緩和区域外は農業従事者及び分家住宅として建設が認められる内容となります。

委員	農業従事者の資格を教えてください。
事務局	農業従事者の資格は、畑を 1000 m ² 以上もっている（借りている畑も含む）こと、農業従事日数が年間 60 日以上であること、農業所得が 15 万円以上であること、この三つが都市計画法に基づく農業従事者であります。
委員	8 番について、転用面積が内 m ² となっており、目的が出荷場となっていますが、詳細を教えてください。
事務局	この案件については、補助事業を導入して出荷場とハウスを建てるということで申請があがっております。申請地に出荷場を建てて、ハウスは別の土地に建てるようで、今回は出荷場の転用となります。また、県から補助金の交付決定許可も下りているということでもあります。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 22 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 22 号は可とします。 次に議案第 23 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	資料 24 ページをお開きください。2 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 23 号は同意とします。 次に議案第 24 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。

事務局	それでは 28 ページをお開きください。8-3～8-7 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 24 号については可としてよろしい . でしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 24 号は可とします。 本日の案件は以上です。 これで本日の総会を終了いたします。
	3 番農業委員 大本秀子 4 番農業委員 長嶺 栄